

課長	課長補佐	主幹・係長	係	関係職員

自己情報提供不可フラグ（設定・解除）申出書

不開示該当フラグ（設定・解除）申出書

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、避難先につながる情報（避難先の都道府県名又は市町村名等）を秘匿することが可能です。

秘匿を希望される方又はマイナンバーの変更等が完了し秘匿の解除を希望される方は、本申請書をご提出ください。

### 設定・解除対象者

対象者氏名	組合員との続柄	自己情報提供不可フラグ	不開示該当フラグ
		設定・解除	設定・解除

### 申請者欄

**設定時** ※ 該当する方に○を付けてください。

- マイナンバーカードが手元に（ある・ない）又は（元々発行していない）  
「ある」場合 ⇒ マイナポータルの代理人に加害者を設定して（いる・いない）  
「ない」場合 ⇒ マイナンバーカード停止窓口に利用停止の申出を（した・していない）

**解除時**

- マイナンバーカードの再交付が完了（した・していない）
- マイナポータルの代理人設定を解除（した・していない）又は（元々設定していない）
- DV・虐待等の被害から逃れて（いる・いない）

静岡県市町村職員共済組合理事長 様

上記のとおり申出をします。

組合員等記号・番号 (記号) (番号)

令和 年 月 日 申出者氏名 (組合員との続柄)

連絡先

※ 裏面の注意事項を必ずご確認ください。

# 注 意 事 項

## 1 自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの設定

### 自己情報提供不可フラグ

- ・ マイナポータル内の「わたしの情報」のうち、共済組合が提供している情報（資格情報・特定健診情報・医療費通知情報・薬剤情報）が閲覧できなくなります。
- ・ マイナンバーカードを健康保険証として使用することができなくなります。
- ・ マイナンバーカードを健康保険証として使用するための登録もできなくなります。
- ・ 退職した場合、自動で設定が解除されます。退職後においても設定を希望する場合は、新しい健康保険組合等に申し出てください。

### 不開示該当フラグ

- ・ マイナポータル内の「やりとり履歴」が閲覧できなくなります。
- ・ 医療機関等でオンライン資格確認をした時に、住所・郵便番号が表示されなくなります。
- ・ 退職した場合でも、設定は継続されます。解除する場合には、退職後であっても設定を申し出た共済組合にて手続きを行ってください。

※ マイナンバーカードをご自身で持っている場合であっても、加害者が医療従事者等で被害者の組合員等記号番号を加害者が把握している場合、組合員等記号番号により個人情報が閲覧される可能性があるため設定が必要です。

## 2 マイナンバーカードの一時利用停止・再交付

マイナンバーカードを避難元に置いてきた場合、加害者に情報を閲覧される可能性があるため、マイナンバーカードの一時利用停止及び再交付の手続きを行ってください。

手続き方法は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へお問い合わせください。

## 3 マイナポータルの代理人設定の解除方法

マイナポータルの代理人として加害者を設定している場合、加害者に情報を閲覧される可能性があるため、代理人の解除手続きが必要です。

手続き方法は、マイナポータル内の「代理人を解除する」をご確認ください。

## 4 自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグの解除

### 自己情報提供不可フラグ

マイナンバーカードを再発行した場合は、解除の申出をしてください。

### 不開示該当フラグ

完全にDV・虐待等の被害から逃れた場合は、解除の申出をしてください。